

【改正後】

課題

3 へき地医療の確保

へき地医療の確保のために…（中略）…へき地診療所への代診調整機能を強化するなどのきめ細やかな対策・支援を継続するとともに、可能な限り多くの医療機関からのへき地医療支援を促進していく必要があります。

対策

2 へき地などの医療提供体制に対する支援

((1) から (6) 省略)

(7) へき地医療支援病院の認定によるへき地医療支援の促進

県は、へき地における巡回診療、定期的な医師の派遣や代診医の派遣によるへき地診療所への診療支援、へき地診療所の管理・運営、およびへき地医療拠点病院への医師派遣によるへき地診療所の間接的支援に自主的かつ継続的に取り組む病院を「へき地医療支援病院」として認定し、多くの医療機関からのへき地医療支援を促進します。

【改正前】

課題

3 へき地医療の確保

へき地医療の確保のために…（中略）…へき地診療所への代診調整機能を強化するなどのきめ細やかな対策・支援の継続が必要です。

対策

2 へき地などの医療提供体制に対する支援

((1) から (6) まで省略)

【改正後】

<参考>医療機能別医療機関情報

(○へき地診療所(出張診療所含む)から○地域医療支援病院まで省略)

○へき地医療支援病院

【要件】

自主的に次の事業のいずれか1つ以上に取り組む病院。ただし、延べ診療日数または医師の延べ派遣日数が年間53日以上となる場合に限る。

- (1) 巡回診療等によるへき地住民の医療確保
- (2) へき地診療所(ただし、開設者が同一の場合を除く)への診療支援(定期的医師派遣、代診医派遣)
- (3) へき地医療拠点病院への医師派遣によるへき地診療所の間接的支援
- (4) へき地診療所の管理・運営(出張診療所の開設、指定管理者として運営)

保健医療圏	医療機関
中央	細木病院

【改正前】

<参考>医療機能別医療機関情報

(○へき地診療所(出張診療所含む)から○地域医療支援病院まで省略)